

薬食安発0331第4号
平成23年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



プラズマガス滅菌器に係る製造販売後安全対策について

プラズマガス滅菌器は、強力な電気、高周波又は電磁場によるガス又は蒸気の励起により生成したイオン、電子及び遊離基の反応群により、微生物等を不活化する装置です。当該滅菌器では、材質によっては高真空に耐えられず被滅菌器材（以下、「器材」という。）の劣化・損傷を来すおそれがあります。また、プラズマガスが内部まで行き渡りにくい管腔構造の器材は滅菌が不十分になる可能性があり、このように、材質や構造等により当該滅菌方法が不適である器材が存在します。

これまでに、適合性が確認されていない器材を当該滅菌器で滅菌したことにより、器材が損傷する等の事例が報告されております。当該滅菌器で滅菌された器材が損傷や、不十分な滅菌状態に気付かず使用された場合、患者に重篤な健康被害を来すおそれがあることから、当該滅菌器を使用されている医療機関に対し、器材の滅菌適合性に関する情報提供を行い、当該滅菌器の適正使用に資する製造販売後安全対策を講じることが必要であると考えられます。

については、プラズマガス滅菌器を扱う貴管下製造販売業者に対し、下記のとおり製造販売後安全対策を講じるとともに、医療機関への情報提供の徹底を指導いただくよう願います。

なお、別添のとおり、各製造販売業者の代表者に対しては、既に通知済みであることを申し添えます。



記

1. プラズマガス滅菌器の適正使用の観点から、以下の通り対応を行うこと。
 - 1) 当該滅菌器で滅菌できる器材の適合性に関して、試験等を行い、使用される医療機関に対して情報提供を行うなど、当該機器の適正使用に努めること。
 - 2) 器材の適合性の試験等の結果については、単なる滅菌可能な材質等の情報だけではなく、具体的に滅菌可能な器材の製品名やその滅菌回数、及びその他滅菌に必要となる注意事項等について、マニュアルや検索システム等を用いて具体的に情報提供すると共に、器材の材質等の変更に応じ、常に器材の適合性の情報の改訂・更新を行うこと。
2. 当該機器の添付文書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」上に掲載すること。
3. 1の2) 及び2ついて、平成23年4月30日までに、総合機構安全第一部医療機器安全課あてに報告すること。

以上

(留意事項) 本通知の内容については、プラズマガス滅菌器を使用している貴管下医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医療機器の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

(参考) 本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のUR Lから登録できますので、御活用下さい。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111 (内線2758, 2751)

薬食安発0331第5号
平成23年3月31日



(別記1) 代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

プラズマガス滅菌器に係る製造販売後安全対策について

プラズマガス滅菌器は、強力な電気、高周波又は電磁場によるガス又は蒸気の励起により生成したイオン、電子及び遊離基の反応群により、微生物等を不活化する装置です。当該滅菌器では、材質によっては高真空中に耐えられず被滅菌器材（以下、「器材」という。）の劣化・損傷を来すおそれがあります。また、プラズマガスが内部まで行き渡りにくい管腔構造の器材は滅菌が不十分になる可能性があり、このように、材質や構造等により当該滅菌方法が不適である器材が存在します。

これまでに、適合性が確認されていない器材を当該滅菌器で滅菌したことにより、器材が損傷する等の事例が報告されております。当該滅菌器で滅菌された器材が損傷や、不十分な滅菌状態に気付かずに使用された場合、患者に重篤な健康被害を来すおそれがあることから、当該滅菌器を使用されている医療機関に対し、器材の滅菌適合性に関する情報提供を行い、当該滅菌器の適正使用に資する製造販売後安全対策を講じることが必要であると考えられます。

については、下記のとおり製造販売後安全対策を講じるとともに、医療機関への情報提供の徹底を実施願います。

記

1. プラズマガス滅菌器の適正使用の観点から、以下の通り対応を行うこと。

- 1) 当該滅菌器で滅菌できる器材の適合性に関して、試験等を行い、使用される医療機関に対して情報提供を行うなど、当該機器の適正使用に努めること。
 - 2) 器材の適合性の試験等の結果については、単なる滅菌可能な材質等の情報だけではなく、具体的に滅菌可能な器材の製品名やその滅菌回数、及びその他滅菌時に必要となる注意事項等について、マニュアルや検索システム等を用いて具体的に情報提供すると共に、器材の材質等の変更に応じ、常に器材の適合性の情報の改訂・更新を行うこと。
2. 当該機器の添付文書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」上に掲載すること。
3. 1の2) 及び2について、平成23年4月30日までに、総合機構安全第一部医療機器安全課あてに報告すること。

以 上

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111（内線2758, 2751）

(別記1)

株式会社エムビーエス

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社